

事 調 第 9 0 5 号  
令和2年(2020年)10月12日

一般社団法人  
北海道農業建設協会会長 様

北海道農政部長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について  
このことについて、建設部長より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員等への周知及びご指導方よろしく申し上げます。

記

【送付資料】

- 1 建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について  
(令和2年(2020年)10月6日付け建設部長通知)
- 2 建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について  
(令和2年9月30日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知)
- 3 建設業法等の改正の概要資料(新・担い手三法について)
- 4 建設業法施行令の一部を改正する政令(新旧対照表)
- 5 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(官報)
- 6 建設業法第26条の4第1項に規定する監理技術者を補佐するものとして、  
建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示等(官報)
- 7 建設業許可事務ガイドライン
- 8 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準
- 9 建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点
- 10 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン
- 11 監理技術者制度運用マニュアル

〔 農村振興局事業調整課調整係 〕  
T E L : 011-204-5402